

鳥取大学鳥取地区体育施設共通使用心得

令和2年12月18日改訂
理事(教育担当)承認

鳥取大学鳥取地区体育施設使用規則(昭和52年鳥取大学規程第12号)第8条の規定により、使用者が順守すべき使用心得を以下のとおり定める。

1. 使用時間は、年末年始の休業日(12月29日から翌年1月3日)を除き、原則として8時30分から21時00分までとする。
ただし、使用時間の延長及び年末年始の使用については、あらかじめ学生生活課に申し出て、理事(教育担当)の承認を受けること。
2. 使用者は、使用にあたり次の事項を遵守しなければならない。
〔屋内・屋外体育施設共通〕
 - (1)使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2)使用時間を守る。使用時間には、使用後の清掃・整備等も含む。
 - (3)火災及び盗難防止に留意すること。
 - (4)建物、設備を損傷、汚染し又は許可なくして工作を加えないこと。
 - (5)施設内においては、火気を使用しないこと。
 - (6)使用後は、時間内に使用者各自がただちに後始末をするとともに、清掃すること。(発生したゴミ類等は持ち帰ること。)
 - (7)施設への單車及び乗用車での乗り付けはしないこと。〔屋内体育施設〕
 - (8)館内では必ず体育館、武道館専用の上履(運動靴)など各施設に合った用具を使用すること。また上履のまま館外への出入りをしないこと。
 - (9)入館の際、下足(靴)を必ず備付けの下駄箱に入れること。
 - (10)出入口は、正面玄関のみとし、その他からの出入りをしないこと。〔屋外体育施設〕
 - (11)雨天時等又はその後の使用については、施設の状況を十分考慮し、適切な処置をして使用すること。
3. 鍵の貸し出しは学生生活課に申し出ることとし、転貸は禁止する。
4. 退出時には、確実に消灯、戸締り及び施錠をすること。
5. 所定の使用願は、別紙「体育施設利用申請書」を参考に作成すること。

体育施設利用申請書

年 月 日

鳥取大学理事(教育担当) 殿

申請者(代表)

所属学部・部局： _____

氏 名： _____

連絡先(内線)： _____

※学生の場合は学生番号

緊急連絡先： _____

鳥取大学鳥取地区体育施設使用規則に基づき、下記のとおり体育施設の使用を申請します。
 なお、使用に際しては「申請にあたっての注意事項」及び「鳥取大学鳥取地区体育施設共通使用心得」を遵守します。

記

使用団体名		使用人員	人
使用目的 ※授業の場合は「授業科目名・授業内容」			
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1体育館 <input type="checkbox"/> 第2体育館 <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> トレーニングルーム <input type="checkbox"/> 陸上競技場 <input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> サッカー場 <input type="checkbox"/> プール		
使用年月日・時間 または学期・時限	令和 年 月 日() 時 分から		
	令和 年 月 日() 時 分まで		
	令和 年度 前期・後期 (第 クォーター)		
	毎週 曜日		
	<input type="checkbox"/> 1時限目 <input type="checkbox"/> 2時限目 <input type="checkbox"/> 3時限目 <input type="checkbox"/> 4時限目 <input type="checkbox"/> 5時限目		
備考			

【申請にあたっての注意事項】

- 適宜別紙(月単位使用内訳)を添付してください。
- 雨天時等の予備を含め、2か所以上の施設を同時に予約する場合は、申請前に具体的な理由を添えて、学生生活課学生支援係(授業の場合は健康スポーツ科学準備室)へ相談してください。
- 申請後、施設を使用しなくなった場合は、速やかに学生生活課学生支援係(授業の場合は健康スポーツ科学準備室)へ連絡してください。

